

4. 拠点立ち上げ支援

(1) 視察ミッション

95	施策名	KIP 海外の投資環境等調査ミッション
	概要	ベトナムへの進出を具体的に考えている中小企業を対象に、進出時にベトナムの経済概況や市場環境、生活事情等を視察するとともに、現地企業等との交流を図ることで、ベトナム進出の可能性を探るミッション団を派遣します。
	支援詳細	ミッション派遣国(予定): ベトナム
	応募・利用方法	詳細は、下記またはホームページよりお問い合わせください。
	費用等	原則として実費の負担を予定
	URL	https://www.kipc.or.jp/
	問合せ先	団体名: 公益財団法人 神奈川産業振興センター(KIP) 所管部署: 経営支援部 国際課 電話番号: 045-633-5126 メー ル: kokusai@kipc.or.jp

96	施策名	ジェトロ 海外現地視察(ミッション)
	概要	関心・情報ニーズが高いものの企業単独では情報入手が困難な海外市場、有望投資先に向けてミッション(視察団)を派遣します。
	支援詳細	現地政府や現地日系企業関係者など関係先の視察、関係者との意見交換、現地パートナー候補とのビジネスマッチング等のプログラムを提供し、市場開拓・海外進出をサポートします。
	応募・利用方法	以下のホームページ上「イベント情報」>海外現地視察(ミッション)をご参照ください。
	費用等	有料(ミッションによる)
	URL	http://www.jetro.go.jp/events/mission
	問合せ先	団体名: 独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ) 所管部署: 横浜貿易情報センター 電話番号: 045-222-3901 メー ル: yok@jetro.go.jp

97	施策名	横浜商工会議所 海外への経済環境視察団の派遣
	概要	市内企業の海外展開先として関心が高い地域に視察団を派遣します。
	支援詳細	現地行政機関や企業、金融機関等からの経済環境に関する説明や現地進出日系企業の視察等を実施します。
	応募・利用方法	インターネット・FAX による申込
	費用等	有料(横浜商工会議所の会員・非会員の区別あり)
	URL	—
	問合せ先	団体名: 横浜商工会議所 所管部署: 国際部 電話番号: 045-671-7406

98	施策名	川崎商工会議所 海外への視察団等の派遣
概 要	海外の政府機関や現地の商工会議所とのネットワークを活用して、現地進出企業・工業団地をはじめ、最新の経済投資環境の情報収集・ビジネスマッチングを目的として、海外への視察団等を派遣します。	
支 援 詳 細	参加企業の要請に応じて、現地企業とのマッチング、視察先のコーディネート等をサポート。	
応募・利用方法	適宜案内し、FAX・メールにて受付	
費 用 等	派遣内容による	
URL	https://www.kawasaki-cci.or.jp/	
問合せ先	団 体 名：川崎商工会議所 所管部署：地域産業部 事業課 電話番号：044-211-4113 メー ル：sangyo@kawasaki-cci.or.jp	

99	施策名	湘南産業振興財団 海外事業展開等支援事業
概 要	中小企業の海外事業展開等を支援するため、関係機関との連携により、東南アジアへの現地ミッションの実施、外国人人材の活用を促進します。	
支 援 詳 細	現地ミッションやセミナー、個別相談を実施します。	
応募・利用方法	以下の連絡先に直接ご相談下さい。	
費 用 等	セミナー、現地ミッション参加費は自己負担	
URL	https://www.shonan.or.jp/scns/kaigai/	
問合せ先	団 体 名：公益財団法人 湘南産業振興財団（藤沢市） 所管部署：業務課 産業支援グループ 電話番号：0466-21-3811 メー ル：conso@cityfujisawa.ne.jp	

100	施策名	神奈川県 ヘルスケア・ニューフロンティア国際展開のためのミッション派遣
	概要	ライフサイエンス・ヘルスケア分野の企業による、県と連携・協力覚書を締結している関係団体及び機関がある国や地域への企業訪問団（ミッション）の派遣やオンラインでの企業面談支援を実施します（年数回）。
	支援詳細	県政策局いのち・未来戦略本部室では、県と連携・協力覚書を締結している関係団体及び機関がある国や地域への企業訪問団（ミッション）を組成し、その国や地域の投資環境情報の収集や現地パートナーとのマッチング支援を実施しています。
	応募・利用方法	2025 年度の企業訪問団の派遣は 9 月～11 月を予定 開催案内・申込方法等は、以下のホームページでご案内します。
	費用等	参加費無料（旅費及び食費等は実費負担）
	URL	http://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/cnt/f531396/index.html
	問合せ先	団体名：神奈川県 所管部署：政策局いのち・未来戦略本部室 国際戦略グループ 電話番号：045-210-2720 メー ル：hcnf-gs@pref.kanagawa.lg.jp

(2) 現地拠点設立に対する支援

101	施策名	ジェトロ ビジネス・サポートセンター（インド）
	概要	インドでのビジネス立ち上げに必要な投資制度情報・ノウハウ（ソフト）とオフィス機能（ハード）を兼ね備えた施設です。インド政府、現地専門家と協力し、短期オフィススペース、情報・コンサルティングサービスなどを提供します。
	支援詳細	＜設置場所＞アーメダバード ＜概要＞ ・ 個室 2 室（3 名用：机、椅子、インターネット接続、電話完備） ・ 会議室、コピー機（共用）※パソコンは各自お持ち込みください ・ オフィス利用時間：平日 9 時 00 分～17 時 00 分 ・ 入居期間：2 カ月単位（延長利用は 3 回まで、最長 8 ケ月利用可能） その他、詳細は下記ホームページ参照
	応募・利用方法	下記ホームページよりご確認ください
	費用等	2 カ月：中小企業 22,000 円、中小企業以外 69,200 円 ※ジェトロ・メンバーズは割引あり
	URL	https://www.jetro.go.jp/services/bsc/
	問合せ先	団体名：独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ） 所管部署：横浜貿易情報センター 電話番号：045-222-3901 メー ル：yok@jetro.go.jp

102	施策名	ジェトロ グローバル・アクセラレーション・ハブ
	概 要	日本のスタートアップのグローバル展開を支援します。
	支 援 詳 細	1. 現地ブリーフィング(オンライン可) 現地エコシステムのビジネス環境・最新動向をジェトロ担当者もしくは現地アクセラレータより紹介します。(1 時間程度) 2. メンタリング(事業機会・資金調達等) 現地エコシステムを活用したビジネス展開を目指す日系スタートアップに対して、提携先アクセラレーターのメンターより、事業機会や資金調達、ピッチ・プレゼンテーションに関するアドバイス等を提供致します。 3. 現地パートナー候補・VC 等投資家(※基本 1 社・1 拠点 3 件まで)、現地政府支援機関、有力アクセラレーター等の紹介 4. コワーキングスペースの利用(一部拠点のみ) 1 社・1 拠点最大 3 ヶ月間無料でご提供します。
	応募・利用方法	下記 URL をご確認ください。
	費 用 等	無料
	URL	https://www.jetro.go.jp/services/jhub/
	問合せ先	団 体 名:独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ) 所管部署:横浜貿易情報センター 電話番号:045-222-3901 メー ル:yok@jetro.go.jp

103	施策名	KIP ベトナムへの進出支援～神奈川インダストリアルパーク事業～
概要	中小企業の海外進出候補国として関心が高いベトナムの工業団地等と連携し、「神奈川インダストリアルパーク」事業として、県内中小企業のベトナムへの進出を準備段階から操業後まで総合的に支援します。	
支援詳細	本事業を利用して進出する場合は、工業団地等の賃料や管理費の減免などの優遇が受けられます。 <工業団地> ○第2タンロン工業団地(フンイエン省) ○フォーノイA工業団地内 IDI 第1・3工場(フンイエン省) ○ドンバンⅢ工業団地(ハナム省) ○KIZUNA レンタルサービス工場(ロンアン省) ○第三タンロン工業団地(ビンフック省) ○キンバンⅠ工業団地(ハナム省) <サービスオフィス> ○FLESTA Serviced Office(ハノイ市) ○ZENPLAZA(ゼンプラザ)・M.O.R.E(モア)の各レンタルオフィス(ホーチミン市)	
応募・利用方法	下記、またはホームページよりお問い合わせください。	
費用等	相談は無料	
URL	https://www.kipc.or.jp/	
問合せ先	団 体 名: 公益財団法人 神奈川産業振興センター(KIP) 所管部署: 経営支援部 国際課 電話番号: 045-633-5126 メー ル: kokusai@kipc.or.jp	

(3)資金調達

104	施策名	横浜銀行 海外進出支援サービス
概要	中国・東南アジアを中心に海外での事業展開を検討、あるいは、すでに海外での事業展開を行っている企業を対象に、円滑に事業展開できるよう金融サービス等を提供します。	
支援詳細	海外ローンのご提供、海外での口座開設、各種外為取引、ビジネスマッチング、M&A サポート、現地情報の収集・提供。	
応募・利用方法	以下の連絡先に直接ご相談下さい。	
費用等	—	
URL	https://www.boy.co.jp/hojin/kokusai-support/index.html	
問合せ先	団 体 名: 株式会社横浜銀行 所管部署: 国際営業部 事業支援グループ 電話番号: 0120-25-4580(海外ビジネスホットライン)	

105	施策名	横浜信用金庫 海外事業支援サービス
	概要	海外への進出や事業展開をご検討されているお客さまに、当金庫の業務提携先等、協力関係を構築している専門機関と連携を図りながら、お客さまの海外進出や事業展開についてサポートいたします。既に海外進出や事業展開をされているお客さまについてもご利用いただけます。
	支援詳細	●海外進出支援(各種情報提供や親子ローン、海外子会社への直接貸付、スタンドバイ・クレジット等、海外展開に関する資金) ●輸出入等貿易取引のサポート ●外部支援機関のご紹介
	応募方法等	お取引営業店または以下の連絡先にご相談下さい。
	費用	—
	URL	https://www.yokoshin.co.jp/
	問合せ先	団体名:横浜信用金庫 所管部署:営業統括部 電話番号:045-680-6903 メール:kaigai2@yokoshin.co.jp

106	施策名	平塚信用金庫 海外展開支援サービス
	概要	海外展開を検討、またはすでに事業展開している企業に対し、各種サービスをご提供します。
	支援詳細	市場・商習慣に関する情報のご提供、海外展開の諸手続きに関するご支援、海外展開資金のご相談など。
	応募・利用方法	以下の連絡先に直接ご相談下さい。
	費用等	—
	URL	https://www.shinkin.co.jp/hiratsuka/
	問合せ先	団体名:平塚信用金庫 所管部署:営業統括部 地域・経営サポート課 電話番号:0463-24-3031 メール:sb1286100@hiratsuka-shinkin.jp

107	施策名	神奈川県信用保証協会 海外投資関係保証制度
	概要	中小企業が金融機関から海外直接投資事業資金(※)の融資を受ける際、信用保証協会が債務保証を行うことで、資金調達を支援します。 ※海外直接投資事業資金:海外に設立した法人に対する出資、貸付に要する資金等
	支援詳細	【対象者】海外直接投資事業を行う国内中小企業 【保証限度額】2億円(組合4億円) 【保証期間】10年以内
	応募方法等	神奈川県信用保証協会の相談窓口にご相談下さい。
	費用	所定の信用保証料が必要となります。
	URL	https://www.cgc-kanagawa.or.jp
	問合せ先	神奈川県信用保証協会の相談窓口 https://www.cgc-kanagawa.or.jp/contact/

108	施策名	神奈川県信用保証協会 特定信用状関連保証制度
	概要	海外子会社が現地金融機関から融資を受ける際に、国内金融機関が当該現地金融機関に向けて発行する信用状に関し、国内金融機関に対して親会社(国内の中小企業)が負担する債務について、信用保証協会が債務保証を行うことで、資金調達を支援します。
	支援詳細	【対象者】海外子会社を有する国内中小企業者 【保証限度額】2億円 【保証期間】1年以内
	応募方法等	神奈川県信用保証協会の相談窓口にご相談下さい。
	費用	所定の信用保証料が必要となります。
	URL	https://www.cgc-kanagawa.or.jp
	問合せ先	神奈川県信用保証協会の相談窓口 https://www.cgc-kanagawa.or.jp/contact/

109	施策名	日本政策金融公庫 中小企業事業のスタンバイ・クレジット制度
	概要	「スタンバイ・クレジット制度」による信用状の発行を通じて、海外支店または海外現地法人（以下「海外現地法人等」といいます）による現地流通通貨での資金調達のお手伝いをさせていただいております。
	支援詳細	【ご利用いただける方】 スタンバイ・クレジット（以下「信用状」といいます）の発行が、海外現地法人等が提携金融機関から現地流通通貨建て融資を受けることを目的としたものであり、かつ、次の 1～12 のいずれかに当てはまる方 1. 経営強化法に基づく経営革新計画の承認（変更承認を含む）を受けた方 2. 経営強化法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定（変更認定を含む）を受けた方 3. 経営強化法に基づく経営力向上計画の認定（変更認定を含む）を受けた方 4. 経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定（変更認定を含む）を受けた方 5. 経営強化法に基づく連携事業継続力強化計画の認定（変更認定を含む）を受けた方 6. 地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定（変更認定を含む）を受けた方 7. 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定（変更承認を含む）を受けた方 8. 農業競争力強化促進法に基づく事業再編計画の認定（変更認定を含む）を受けた方 9. 農業競争力強化促進法に基づく事業参入計画の認定（変更認定を含む）を受けた方 10. 食品等流通法に基づく食品等流通合理化計画の認定（変更認定を含む）を受けた方 11. 輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定（変更認定を含む）を受けた方 12. 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認（変更承認を含む）を受けた方 （注）本制度により資金調達を行う海外現地法人は、お客さまが経営を実質的に支配している先で、かつ、上記の計画においてお客さまと共同で事業を行うこととされている先に限ります。 【商品概要・ご利用条件】 ■補償限度額：1 法人あたり 4 億 5 千万円（1.海外支店や分工場等、国内親会社と法人格が同一の場合は国内親会社毎に 4 億 5 千万円、2.海外において別個に法人格をもつ場合は当該法人毎に 4 億 5 千万円が補償限度額となります） ■補償料率：信用リスク・信用状有効期間等に応じて所定の料率が適用されます。 ■信用状の有効期間：1 年以上 6 年以内

	■担保・保証人等:担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。 ■海外でのお借入れ条件 融資条件(期間・返済方法・金利等)の詳細については、提携金融機関が決定しますが、以下の内容であることが必要です。 ・融資金額および通貨 信用状の補償金額の範囲内。現地流通通貨建て。 ・資金使途 承認または認定を受けた計画事業を行うための設備資金および長期運転資金 ・融資期間 1年以上5年以内 【提携金融機関(括弧内は本店所在国・地域)】 平安銀行(中国)、インドステイト銀行(インド)、バンクネガラインドネシア(インドネシア)、山口銀行(日本)【対象地域:中国】、名古屋銀行(日本)【対象地域:中国】、横浜銀行(日本)【対象地域:中国】、KB 国民銀行(韓国)、CIMB 銀行(マレーシア)、バノルテ銀行(メキシコ)、メトロポリタン銀行(フィリピン)、DBS 銀行(シンガポール)、ユナイテッド・オーバーシーズ銀行(シンガポール)、合作金庫銀行(台湾)、バンコック銀行(タイ)、ベトナム・バンク(ベトナム)、HD バンク(ベトナム) (本店所在地の英語名のアルファベット順)
応募方法等	以下の連絡先に直接ご相談ください。
費用	—
URL	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/standbycredit.html
問合せ先	日本政策金融公庫 横浜支店 中小企業事業 電話:045-682-1061

110	施策名	日本政策金融公庫 中小企業事業のクロスボーダーローン
	概要	クロスボーダーローンは、経済の構造的変化等に適応するために中小企業者等(国内親会社)と共同で経営力向上や経営革新、地域経済の活性化等に取り組む海外現地法人に対して、日本公庫がご融資する制度です。
	支援詳細	【ご利用いただける方(注1)】 次の1～3のいずれかに当てはまる方 1.中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」の承認を受けた特定事業者(注2)の海外現地法人 2.中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けた特定事業者の海外現地法人 3.地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた特定事業者またはみなし特定事業者(注3)の海外現地法人 【ご利用いただける国・地域】 タイ、ベトナム、香港、シンガポール、フィリピンまたはメキシコ(注4) 【ご利用いただける通貨】 日本円または米ドル 【資金のお使いみち】 承認等計画を実施するために必要な設備資金および長期運転資金 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金等を含みます。 【融資限度額】 14億4千万円 【利率(年)】 4億円まで 特別利率③ 4億円超 基準利率(注5) ※なお、信用リスク、融資期間及び担保の有無に応じて所定の利率が適用されます。ただし、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。 【ご返済期間】 設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)(注6) 運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内) 【保証人】 国内親会社(特定事業者またはみなし特定事業者)の連帯保証が必要となります。

	(注1)ご利用いただける海外現地法人は、国内親会社からの出資比率が50%以上等の要件を満たすことが必要となります。詳しくは、日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。 (注2)特定事業者：中小企業等経営強化法または地域未来投資促進法に定める特定事業者をいいます。詳しくは、日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。 (注3)地域経済牽引事業計画の申請時に特定事業者であって、同計画の終了までの間に特定事業者でなくなった企業。 (注4)タイ、ベトナム、香港、シンガポール、フィリピンまたはメキシコに本社及び主たる事務所が所在する海外現地法人が対象となります。なお、香港に所在する企業の場合には、資本金等に一定の要件がございます。 (注5)米ドルの場合は、貸付期間に応じて所定の利率が加算されます。 (注6)米ドルの場合は、貸付期間が15年以内(うち据置期間2年以内)となります。
応募方法等	以下の連絡先に直接ご相談ください。
費用	—
URL	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/cross-border_t.html
問合せ先	日本政策金融公庫 横浜支店 中小企業事業 電話:045-682-1061

111	施策名	国際協力銀行 海外投資事業に係る融資
	概要	日本企業の海外現地法人の事業に必要な設備投資資金(新規、更新等)及び付随する長期運転資金、M&A資金等の融資を提供します。
	支援詳細	・円建、米ドル建、ユーロ建及び一部の現地通貨建(タイ・バーツ、インドネシア・ルピア、中国元、メキシコ・ペソ、インド・ルピー、南アフリカランド)で融資が可能です。 ・海外駐在員事務所等を通じた海外投資環境情報の提供、現地政府への借入手続等に関する側面支援等も実施します。
	応募方法等	以下の連絡先に直接ご相談下さい。
	費用	—
	URL	https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/sectors/smes/support.html
	問合せ先	株式会社国際協力銀行 中堅・中小企業ファイナンス室総務企画ユニット(中堅・中小企業担当) TEL:03-5218-3579